

日本私立学校振興・共済事業団の役職員の報酬・給与等について

独立行政法人は、総務大臣が定める「独立行政法人の役員報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、役職員の報酬・給与等の水準の公表を行っている。

一方、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）は、独立行政法人そのものではなく「共済組合類型の法人」とされていることから、ガイドラインに基づく公表の対象外とされている。しかし、事業団の助成業務については独立行政法人に準じた管理手法が用いられていること及び私立学校法が学校法人に財務情報の公開を義務付けていること等を考慮し、社会一般とりわけ私立学校関係者に対する業務運営の透明性を確保するとともに、その説明責任を果たすことは事業団の今日的責務であると考え、今年度も自主的に給与等の実態をとりまとめ、実績を公表することとする。

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

文部科学省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及び共済業務について共済運営委員会の意見を聴いて理事長が行う業績評価の結果を総合的に勘案して、特別手当の額を百分の十の範囲内で、増額し、又は減額することができる。
(役員給与規程第6条第3項)

② 役員報酬基準の改定内容

理事長	報酬月額 1,088,000円 → 1,015,000円 特別調整手当（100分の12） → 地域手当（100分の16） 平成20年4月1日改正
理事	報酬月額 887,000円 → 828,000円 特別調整手当（100分の12） → 地域手当（100分の16） 平成20年4月1日改正
監事	報酬月額 760,000円 → 709,000円 特別調整手当（100分の12） → 地域手当（100分の16） 平成20年4月1日改正
監事（非常勤）	非常勤役員手当 489,000円 → 456,000円 平成20年4月1日改正

※ 平成20年4月1日の前日から引き続き同一の役職に在任する者で、その者の報酬月額又は非常勤役員手当の額が同日において受けていた報酬月額又は非常勤役員手当の額に達しない役員には、その者の在任期間（同日後の再任期間を除く。）中、報酬月額又は非常勤役員手当の額のほか、その差額に相当する額を報酬月額又は非常勤役員手当として支給する。また、その者の地域手当支給割合は、改正前の特別調整手当の支給率とする。

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬（給与） 千円	賞与 千円	その他（内容） 千円	就任	退任	
理事長	20,433	13,056	5,810	1,567（地域手当）			
A理事	16,794	10,644	4,736	1,277（地域手当） 137（通勤手当）			*
B理事	16,806	10,644	4,736	1,277（地域手当） 149（通勤手当）		3月31日	*

C 理事	千円 14,558	千円 9,936	千円 3,032	千円 1,590 (地域手当)	4月1日	※
D 理事	千円 16,811	千円 10,644	千円 4,736	千円 1,277 (地域手当) 154 (通勤手当)		
E 理事	千円 17,013	千円 10,644	千円 4,736	千円 1,277 (地域手当) 356 (通勤手当)		※
A 監事 (1人)	千円 14,605	千円 9,120	千円 4,058	千円 1,095 (地域手当) 332 (通勤手当)	3月31日	
B 監事 (非常勤) (1人)	千円 6,080	千円 5,868	千円	千円 212 (通勤手当)		

注1：「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2：前職欄の記号は、以下であることを示す。

「*」は退職公務員（本府省課長・企画官相当職以上で退職した者）、「※」は独立行政法人等の退職者

3 役員の退職手当の支給状況（平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況）

区分	支給額（総額）	法人での在職期間		退職年月日	摘 要	前職
	千円	年	月			
A 理事	千円 2,927	2	0	平成20年3月31日	文部科学省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及び共済業務について共済運営委員会の意見を聴いて理事長が行う業績評価の結果を総合的に勘案して、理事長が支給額を決定し、支給した。	※

注：前職欄の記号は、以下であることを示す。

「※」は独立行政法人等の退職者

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画等に基づき、業務執行が効率的に行えるよう、機能的で柔軟な組織体制の整備及び業務内容・業務量に応じた適正な定員配置を行うことなどにより、定員の削減に努め、総人件費を含む一般管理費の縮減を図る。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

給与水準の決定に当たっては、国家公務員及び他の独立行政法人の給与水準を考慮し、決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

特別手当の額は、理事長がその職員の在職期間、勤務成績等を参酌して定めるほか、昇給区分を4段階にして、勤務成績を昇給に反映させる。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
本給	勤務成績を反映させるため、昇給区分を4段階にして昇給を実施 (職員給与規程第8条)
賞与：特別手当	理事長がその職員の在職期間、勤務成績等を参酌して決定 (職員給与規程第27条第2項)

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の給与構造改革に倣い、以下のとおり改正

- 本給：きめ細かな昇給に対応できるよう、本給表の各号俸を4分割
- 扶養手当：子等に係る扶養手当の額の引上げ
・3人目以降5,500円 → 6,500円
- 役職手当：管理職手当の名称を変更し、職務、職責を端的に反映できるよう定率制から職務に応じた定額制へ移行
・部長職111,000円、課長職103,000円、課長補佐職39,000円
- 昇給：勤務成績に応じた4段階評価による昇給制度に改正し、昇給日を1月1日に統一

2 職員給与の支給状況

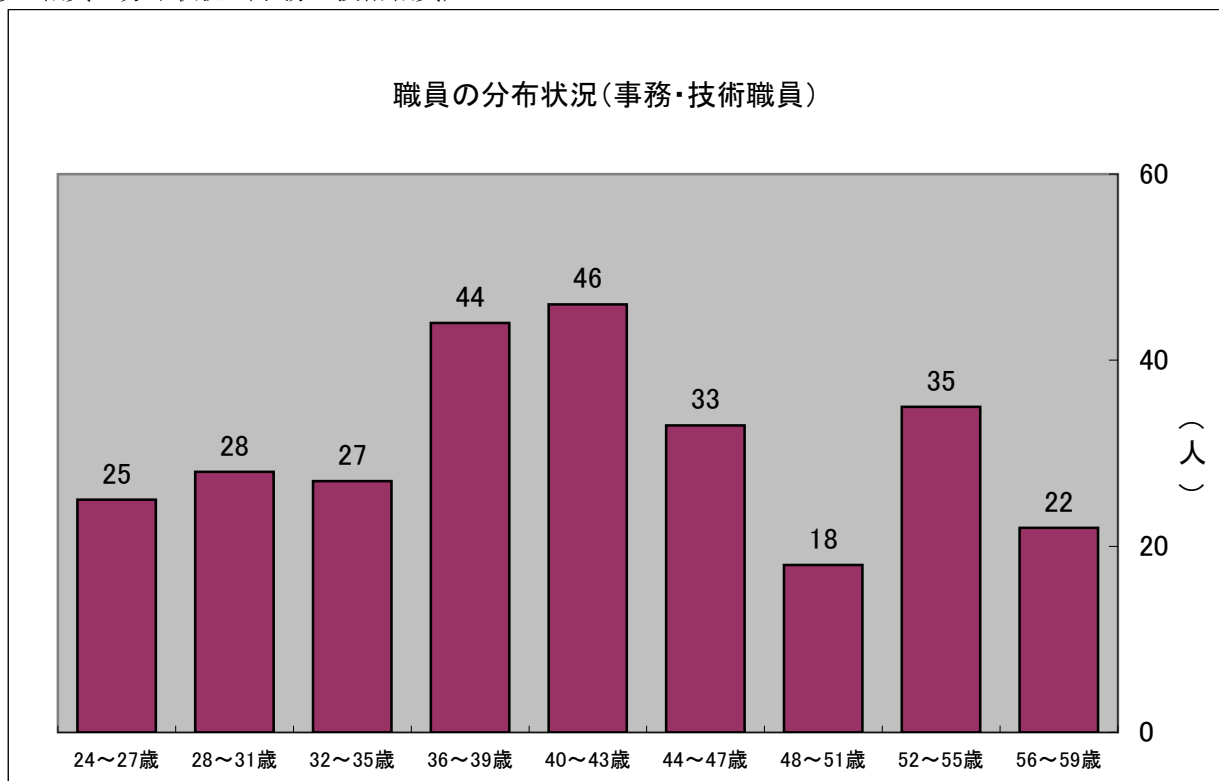
① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額（平均）			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 286	歳 42.2	千円 7,914	千円 5,695	千円 179	千円 2,219
事務・技術	人 286	歳 42.2	千円 7,914	千円 5,695	千円 179	千円 2,219

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額（平均）			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
再雇用職員	人 2	歳 62.5	千円 4,224	千円 3,940	千円 284	千円 645
事務・技術	人 2	歳 62.5	千円 4,224	千円 3,940	千円 284	千円 645

注：在外職員、任期付職員及び非常勤職員については、該当者がいないため表を省略している。

② 職員の分布状況（事務・技術職員）



③ 職級別在職状況等（平成21年4月1日現在）

（事務・技術職員）

区分	計	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
標準的な職位		部長	課長	課長補佐	係長	主任	係員
人員 (割合)	286 人	15 人 (5.2%)	34 人 (11.9%)	52 人 (18.2%)	70 人 (24.5%)	47 人 (16.4%)	68 人 (23.8%)
年齢（最高 ～最低）		60 ～ 52 歳	60 ～ 45 歳	60 ～ 41 歳	52 ～ 34 歳	46 ～ 33 歳	36 ～ 24 歳
所定内給与 年額（最高 ～最低）		9,273 ～ 7,981 千円	8,438 ～ 6,507 千円	7,459 ～ 5,463 千円	6,393 ～ 4,558 千円	5,505 ～ 3,739 千円	4,245 ～ 2,602 千円
年間給与 額（最高 ～最低）		13,365 ～ 11,160 千円	11,805 ～ 9,146 千円	10,395 ～ 7,748 千円	9,052 ～ 6,374 千円	7,702 ～ 5,227 千円	5,807 ～ 3,632 千円

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成20年度)	前年度 (平成19年度)	比較増△減	中期目標期間開始時（平成 20年度）からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	2,829,465	2,825,915	3,550 (0.1)	— —
退職手当支給額 (B)	382,086	347,308	34,778 (10.0)	— —
非常勤役職員等給与 (C)	109,300	75,645	33,655 (44.5)	— —
福利厚生費 (D)	310,857	307,464	3,393 (1.1)	— —
最広義人件費 (A+B+C+D)	3,631,708	3,556,331	75,377 (2.1)	— —

総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額：新規事業開始に伴う職員の補充による微増（0.1%増）

退職手当支給額：管理職員の退職者の増（対前年度比10.0%増）

非常勤役職員等給与：新規事業開始及び業務委託からの振替えに伴う人材派遣職員の増加等による増（対前年度比44.5%増）

福利厚生費：健康診断費用の増（対前年度比1.1%増）

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし